

資循第2917号
令和3年8月26日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

「PCB適正処理推進月間」について（依頼）

本県の廃棄物行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」）廃棄物及びPCB使用製品（以下「PCB廃棄物等」）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同法施行令により、処分期限が定められています。本県内で保管又は所有されている高濃度PCB廃棄物等のうち「変圧器、コンデンサー等」については、令和4（2022）年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については令和5（2023）年3月31日までに処理することが定められており、本年9月30日をもって、残りそれぞれ半年、1年半を切ることとなります。

こうした中、首都圏1都3県12市で構成する「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、啓発活動を実施していく予定です。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、貴団体におけるFacebook、Twitter等のSNS又はメールマガジン、機関誌、ホームページ等において、貴団体会員様へのPCB廃棄物の処分期限等の周知について御協力いただきますようお願い申し上げます。

- 別紙に参考としてTwitter、メールマガジン等における文例を示させていただきました。このほか、文字数等をお示しいただけたら、こちらで文例を提案いたしますので御連絡ください。
- 機関紙への掲載にあたり、原稿作成の御依頼をいただければ対応させていただきます。
- メールマガジンへの添付、ホームページへの掲載等にあたっては、別添資料（※）のほか以下の資料も御参照いただければ幸いです。

<掲載ページ>ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 (神奈川県ホームページ)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7649/index.html>

○工場内や倉庫内に眠っていませんか? (別添チラシ)

○掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物等の発見事例 (環境省資料)

○計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例 (環境省資料)

<掲載ページ>ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト (環境省ホームページ)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/support/>

○PCB 使用照明の調査・交換には費用の補助制度があります! (環境省チラシ)

問合せ先

適正処理グループ 柴谷、梶ヶ谷

電話 (045) 210-4151

電子メール pcb.tyosa@pref.kanagawa.jp